

令和8年度第1回山形地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和8年7月14日（火）午前10時00分～午前11時33分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員15名

公益代表委員	岡庭委員、押野委員、粕谷委員、本間委員、丸山委員
労働者代表委員	石川委員、遠藤委員、大類委員、柿崎委員、納富委員
使用者代表委員	大泉委員、奥山委員、木村委員、丹委員、仁藤委員
（事務局）	島田山形労働局長、松岡労働基準部長、木村賃金室長、 今野賃金室長補佐、長谷川地方賃金指導官

4 議 題

- （1）会長、会長代理の選出
- （2）山形地方最低賃金審議会運営規程について
- （3）山形県最低賃金の改正決定について（諮問）
- （4）審議日程について
- （5）専門部会設置について
- （6）関係労使からの意見聴取について
- （7）その他

5 議事経過

○事務局：木村

定刻になりましたので、ただ今から令和8年度第1回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。

議事に入るまでの間、事務局の木村が進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に、当審議会の会議開催に必要な委員の定足数は最低賃金審議会令第5条第2項により委員の3分の2以上、又は公労使委員の各3分の1以上の出席が必要と定められています。

本日は、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、計15名全員の出席がございしますので、定足数を満たし、当審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の審議会は公開での開催となります。傍聴の方と報道機関の方が入っております。また、カメラ撮影については冒頭の部分と諮問文受渡しの部分を許可しておりますことをお伝えいたします。

それでは、開催にあたりまして、山形労働局長の島田よりご挨拶を申し上げます。

○島田労働局長

山形労働局長の島田でございます。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、山形地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より労働行政、とりわけ最低賃金審議会の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

皆様には、昨年4月から来年3月末までの2年間の任期となる当審議会の第54期委員を

お願いしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定や労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保、更には国民経済の健全な発展に寄与するという大変重要な役割を担っております。

昨年度の地域別最低賃金の審議を振り返りますと、中央最低賃金審議会よりA・Bランク63円、山形県の属するCランクは64円というこれまでで最も高い目安額が示されたことで、大変難しい審議となることが予想されましたが、委員の皆様は精力的にご審議いただいた結果、目安額に13円上乗せした77円引上げの時間額1,032円で結審することとなり、12月23日に改正発効することができました。

また、産業別の特定最低賃金につきましても、必要性審議の結果、改定を見合わせることであった自動車整備業を除く3業種について、それぞれ58円ないし59円引上げ、地域別最低賃金と同日の12月23日に改正発効することができました。改めて感謝申し上げます。

この間、昨年度の最低賃金の全国加重平均は1,121円となりましたが、政府は昨年11月に閣議決定した『強い経済』を実現する総合経済対策』において、賃上げ環境の整備として、適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引き上げを可能とする環境整備を進めていく』としておりました。

そして、現在、内閣府より公表されております「経済財政運営と改革の基本方針 2026」

(原案)(いわゆる骨太の方針原案)と「日本成長戦略(案)」において、「最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半のできる限り早期に全国平均1,500円を達成する。」とし、「交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。」とした上で、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。」ことを政府目標として示しているところです。

今年の春闘における賃上げ率を見ても、長引く物価上昇や労働力不足に加え、燃料費の高騰や原材料の供給不安などにより日本経済の先行きが不透明な中、昨年同様の高水準となっており、先程お伝えした政府方針や今春闘の経過報告などをみますと、今年度も、中央からは一定の引上げ目安額が示され、それを基に当県の最低賃金額について審議していただくこととなることが予想されます。

こうした経過を踏まえ、今年度も委員の皆様にはご苦勞をおかけするものと思いますが、最低賃金制度の重要性に鑑み、真摯なご議論を、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

○事務局：木村

本日は今年度最初の審議でございます。また、4月21日付けで使用者代表委員と6月10日付けで公益代表委員の各1名の交代がありましたので、ここで委員の皆様をご紹介します。1ページの資料Ⅰ－1の審議会委員名簿をご覧ください。名簿順に公益委員からご紹介させていただきます。

まず、公益委員からになります。岡庭委員です。押野委員です。粕谷委員です。本間委員です。丸山委員です。次に労働者代表委員を紹介いたします。石川委員です。遠藤委員です。大類委員です。柿崎委員です。納富委員です。次に使用者代表委員を紹介いたします。大泉委員です。奥山委員です。木村委員です。丹委員です。仁藤委員です。次に、事務局を務めます労働局職員を紹介いたします。山形労働局長の島田です。労働基準部長の松岡です。賃

金室長補佐の今野です。地方賃金指導官の長谷川です。最後に、賃金室長の木村です。事務局一同、精一杯務めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

当審議会は、山形地方最低賃金審議会運営規則第6条により審議会会長が議長を務めることとなっております。昨年、公益委員の本間委員を第54期の山形地方最低賃金審議会会長として選出しております。ここからは、本間会長より議事を進めていただきます。本間会長よろしくお願いいたします。

○本間会長

はい。皆様、おはようございます。本間でございます。昨年に引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。今年度、第1回の審議会にあたりまして、身の引き締まる思いしております。公労使の委員の皆様方にご協力いただきまして、特に労使の皆様方からも十分なイニシアティブを得て、充実した審議を行ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報道関係者の皆様の撮影については一旦ここまでとさせていただきます。

審議を始めるにあたりまして事務局から報告事項がありましたらお願いします。

○事務局：木村

最低賃金に関する要請についてご紹介いたします。

127ページの資料Ⅶ-1をご覧ください。5月29日に、山形県労連(＝山形県労働組合総連合)より山形労働局長あて『最低賃金の引き上げと「発効日先送り・分散化」の是正、中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引上げに関連する労働行政の改善を求める要請書』の提出がございました。要請の趣旨は、最低賃金について大幅に引き上げること、ランク制を廃止し全国一律最低賃金制度を確立すること、2025年の改定における発効日の先送り・分散化についてその影響を調査・公表すること、などでございます。

130ページの資料Ⅶ-2をご覧ください。6月2日付けで、山形県弁護士会より、山形労働局長及び山形地方最低賃金審議会あて「最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の是正を求める会長声明」の送付がございました。声明の趣旨は、山形県最低賃金を大幅に引き上げること、最低賃金制度の抜本的な変革が不可欠であること、発効日について一定の規制を設けること、抜本的な中小企業支援策を実行すること、などでございます。

132ページの資料Ⅶ-3をご覧ください。6月29日に、連合山形(＝日本労働組合総連合会山形県連合会)より山形労働局長あて「2026年度最低賃金行政に関する要請書」の提出がございました。要請の趣旨は、山形地方最低賃金審議会の自主性を十分発揮すること、最低賃金法第1条に定める目的が達せられる最低賃金額に決定されるよう審議会運営に努めること。特定最低賃金について、労使のイニシアティブを発揮した審議となるよう運営すること、最低賃金の履行確保に向けた監督体制を強化すること、などでございます。加えまして、こちらに積み上げてございますが、最低賃金を1,180円以上に引き上げ、全国水準との格差是正を図ること、基幹的労働者にふさわしい特定最低賃金の水準を確保すること等を求める要請署名「33,940筆」の提出がございました。以上、ご報告いたします。

○本間会長

ありがとうございました。

議事(1) 審議会運営規程について、事務局から説明してください。

○事務局：木村

審議会の運営規程についてご説明いたします。

2 ページの資料 I-2 をご覧ください。最低賃金審議会は、最低賃金法第 20 条から第 26 条及び最低賃金審議会令によって運営されていることになります。最低賃金法及び最低賃金審議会令によって定められていない詳細事項につきましては、当審議会の運営規程に則って運営することになります。ここで主な条文についてご説明いたします。

第 4 条、審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について山形労働局長から調査審議を求められたときは最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づいて専門部会をおく、専門部会に関する運営規程は別にこれを定める、と規定しております。なお、資料 4 ページ、5 ページが専門部会の規程でございます。

次に、資料 3 ページをご覧ください。第 7 条、会議は原則として公開とする。ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には会長は会議を非公開とすることができる、となっております。

次に、第 8 条、会議の議事については議事録を作成し議事録と会議資料は原則として公開する、ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には会長は議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、となっております。議事録を非公開とする場合には議事要旨を作成して公開する、となっております。

こういったところが主な内容でございます。

○本間会長

ありがとうございます。

ただ今説明がありました運営規程について、質問・ご意見はございますでしょうか。

特に意見がないようですので、現行の運営規程に則って審議を進めていくこととします。次に、諮問から答申への流れについて、議事（2）議事の公開・非公開も含めて説明してください。

○事務局：木村

7 ページの資料 I-5 をご覧ください。諮問から答申への流れについてご説明いたします。本日、これから地域別最低賃金の諮問がなされることになっております。諮問がなされますと、最低賃金法第 25 条第 2 項及び当審議会運営規程第 4 条に基づき調査審議を行うための専門部会を設置することになります。専門部会は公労使各 3 名、計 9 名の委員で構成し、改正金額を調査審議し、審議の結果を部会長から審議会会長に報告することになります。会長はその報告を受けて審議会において議決し労働局長に答申することになります。

次に 8 ページの資料 I-6 をご覧ください。議事の公開・非公開についてです。本審については、第 2 回の参考人意見聴取の部分を除いて全て公開としております。参考人意見聴取は個人情報を含む率直な意見の交換になる場合もあることから非公開としております。地域別最低賃金並びに特定最低賃金の専門部会については、第 1 回の専門部会は公労使 3 者が揃って、役員選出、審議日程の確認などを行う場につき公開、第 2 回以降の金額審議は「個別協議方式」となり、公労又は公使の 2 者において、率直な意見の交換を行う場となることから非公開としているところです。

審議会の会議は運営規程上、公開が原則となりますが、会議を非公開とするかどうかの判断は、本審議会にあっては会長、専門部会にあっては部会長の権限となっております。

さきほど説明させていただいた運営規程第7条に照し合せ判断いただいておりますが、今年度もあらかじめ審議会全体で運用方針を確認しておきたいと考えております。

○本間会長

ただ今説明していただきました諮問から答申への流れと、議事の公開状況について、質問・ご意見はありますか。特に意見がなければ、このように審議を進めていくこととし、議事の公開・非公開は資料Ⅰ－6のと通りの取扱いとします。

では、続きまして、議事（3）山形県最低賃金の改正決定につきまして、山形労働局長から諮問を受けることといたします。報道機関の皆様、諮問文の受け渡しの場面の撮影を許可いたします。

○島田労働局長

山形地方最低賃金審議会会長 本間佳子殿、山形労働局長 島田博和、最低賃金の改正決定について（諮問）。最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく、山形県最低賃金（昭和55年山形労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。よろしく願います。

○本間会長

報道関係者の皆様、カメラ撮りはここまでとします。ご着席ください。

諮問の理由について山形労働局から説明してください。

○松岡労働基準部長

ただ今、山形県最低賃金の改正につきまして、本審議会に調査審議をお願い申し上げたところでございますが、諮問の理由につきましてご説明を申し上げます。

本県における現下の経済状況について、6月23日に山形県が発表した経済動向月例報告では、「本県経済は、持ち直しの動きに弱さがみられる。」と総合判断しています。分野別では、個人消費は「一部に弱さがみられるものの、底堅い動き」鉱工業生産につきましては、「緩やかに持ち直しているものの、弱含みの動き」と判断しております。

また、雇用情勢につきましては、「持ち直しの動きに弱さがみられる」と判断しており、6月30日付けで発表しております県内の有効求人倍率は1.29倍で東北では一番高い数字となっており、基調判断としては、「山形県内の雇用情勢は、持ち直しの動きに弱さがみられる。今後とも、物価高騰・中東情勢等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」としています。

本県の賃金については、毎月勤労統計調査地方調査結果速報によりますと、令和8年4月のきまって支給する給与は、5人以上の事業所は前年の同じ月より1.2%増加、30人以上の事業所でも4.1%の増加となっております。

このような状況を踏まえまして、山形県最低賃金の改正決定が必要と考え、ご審議をお願いいたしたく、諮問をさせていただいたところでございます。どうか十分にご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○本間会長

ただ今の説明について何か質問はありますか。ないようですので、事務局から関連する資料を説明してください。

○事務局:今野

それでは諮問の背景に関わる資料について簡単にご説明させていただきます。

13 ページの資料Ⅲ－1 をご覧ください。4 月 6 日に日本銀行が発表した「地域経済報告－さくらレポート－」ですが、4 月時点の景気判断が載っております。全国状況と、東北の部分の抜粋しておりますので、後ほど参考にご覧いただければと思います。

28 ページの資料Ⅲ－2 をご覧ください。5 月 15 日に日本銀行が発表した「地域経済報告－さくらレポート－」の別冊シリーズです。「地域の消費関連企業の価格設定行動の変化と 2026 年度の価格改定方針」ということで、価格転嫁がうまくいっている事例や、逆に転嫁が難しいなど、具体例の概要などについて掲載されておりますので、後ほど参考にご覧いただければと思います。

46 ページの資料Ⅲ－3 をご覧ください。7 月 1 日に日本銀行山形事務所が発表した「山形県企業短期経済観測調査結果」です。いわゆる短観です。県内企業 86 社から回答があり、52 ページからまとめが載っておりますが、6 月調査では、製造業は改善したものの、非製造業は悪化ということで、全産業では＋11 と前回調査から 3 ポイント改善しました。製造業は、鉄鋼・非鉄金属・金属製品などが改善したため、全体では＋15 と前回調査から 5 ポイントの改善となりました。非製造業は、運輸・郵便、宿泊・飲食・対個人サービスが悪化したため、全体では＋6 と前回調査から 1 ポイント悪化しました。また、先行きについては製造業、非製造業ともに悪化するため、全産業では今回調査 11 から 9 月予測が 3 と 8 ポイントの悪化を予測しています。

54 ページの資料Ⅲ－4 をご覧ください。6 月 26 日に日本銀行山形事務所が発表した「山形県金融経済概況」です。全体感は、一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直しているということで、最終需要の動向は、公共投資は、高水準で推移。設備投資は、減少。個人消費は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。住宅投資は、弱い動きとなっている。生産は、持ち直しの動きが一服している。雇用・所得環境は、改善している。消費者物価は、前年を上回っている。となっております。

59 ページの資料Ⅲ－5 をご覧ください。6 月 30 日に山形県が発表した令和 8 年 4 月速報の「山形県鉱工業指数」です。生産の季節調整済指数が 128.1 と、前月に比べ 5.6% の上昇、2 か月連続の上昇となっております。東北は前月に比べ 8.6% 低下、全国は 0.5% 上昇しております。

75 ページの資料Ⅲ－6 をご覧ください。6 月 30 日に山形労働局が発表した今年 5 月の「雇用情勢」についてです。概況としては、有効求人倍率は前月と同水準であり、新規求人倍率は前月を 0.14 ポイント下回っております。基調判断としては、山形県内の雇用情勢は、持ち直しの動きに弱さがみられ、今後とも、物価高騰・中東情勢等が雇用に与える影響に留意する必要がある、としています。

89 ページの資料Ⅲ－7 をご覧ください。ハローワーク山形で集計した、今年 5 月分のパート労働者の求人・求職賃金に関しての情報になります。左上の黄土色のところですが、各職業の合計で、求人賃金の上限の平均が 1,254 円、下限の平均が 1,156 円です。求職者が希望する求職賃金の平均は 1,108 円になっています。

Ⅲ経済動向関係の資料説明は以上です。

○事務局:長谷川

私の方からは資料Ⅳ以降について説明いたします。

はじめに、全国及び山形の各種統計の推移になります。こちらにつきましては、皆様の

お手元にダブルクリップでまとめている「資料作成時に参照した資料について」という表題の別冊資料をお配りしておりますが、これらの資料から数値を拾って作成したものとなっております。各資料の詳しい内容等については、後ほどご覧いただければと思います。それでは、90 ページの資料Ⅳ-1 全国及び山形の各種統計の推移（1）をご覧ください。こちらは、雇用関係、物価関係、賃金関係の主要統計について、全国と山形を比較及び推移を掲載したものとなっております。

各統計について、資料作成時点での最新の公表データについて申し上げます。

雇用関係につきましては、有効求人倍率を掲載しており、全国では 1.17 倍、山形では 1.29 倍となっております。

物価関係につきましては、消費者物価指数及び国内企業物価指数を掲載しております。消費者物価指数について、全国は前年同月比 1.7% の上昇、山形は前年同月比 1.3% の上昇となっております。消費者物価指数は中賃において、「持家の帰属家賃を除く総合」を参照していることから、当該資料においても「持家の帰属家賃を除く総合」の数値を用いております。国内企業物価指数は前年同月比 7.1% の上昇となっております。

続きまして、賃金関係については毎月勤労統計調査の結果について掲載しております。名目賃金については、全国は前年同月比 3.2% の上昇、山形は前年同月比 1.6% の上昇となっております。実質賃金については、全国で前年同月比 1.4% の上昇で 5 か月連続のプラス、山形は前年同月比 0.7% の上昇で 2 か月ぶりのプラスとなっております。

表の下の方に最低賃金が改正された月を起点に単純平均した数値を 2 年分掲載しております。

下段の方の令和 7 年 12 月を起点にしたものをご覧いただきますと、有効求人倍率は全国で 1.18 倍、山形は 1.29 倍となっております。消費者物価指数は全国で 1.7% の上昇、山形は 1.0% の上昇、国内企業物価指数は 4.1% の上昇となっております。名目賃金では全国で 3.0% の上昇、山形で 0.8% の上昇。実質賃金は全国で 1.2% の上昇、山形は 0.1% の低下となっております。

91 ページには、90 ページの数値をグラフ化したものを掲載しております。一番下の賃金関係については、毎月勤労統計調査から、全国と山形の現金給与総額の推移と全国を 100 としたときの山形との格差をグラフ化したものを掲載しております。グラフの右上の方に最新（4 月支給分）の全国と山形の現金給与総額についても掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして 92 ページの全国及び山形の各種統計の推移（2）をご覧ください。こちらは山形県の特定最低賃金が製造業及び自動車関連産業であることから、鉱工業指数と新車登録台数の数値を掲載したものとなっております。その他、経済動向として、倒産企業の件数や完全失業率についても掲載しております。こちらも次のページ（93 ページ）にグラフ化したものを掲載しております。全国、山形の各統計に係る推移について見て取れますのでご覧いただければと思います。なお、こちらの資料については、92 ページの下の方の注意書きにも掲載いたしましたが、山形県が公表している「山形県経済動向月例報告」を参照し作成しております。

続きまして、94 ページの資料Ⅳ-2 山形県の最低賃金の推移についてですが、平成 29 年から令和 7 年までの地域別最低賃金及び特定最低賃金の推移を掲載しておりますので、詳しくは後ほどご覧ください。

続きまして、95 ページの資料Ⅳ-3 山形県の賃金水準をご覧ください。表の右側、令和 7 年の欄をご覧いただきますと、東京を 100 とした場合、山形は 84.2 となり、昨年より比率は 2.1 ポイント増加し、差額は（ ）の金額で 14 円の格差縮小となりました。同様に、全

国を 100 とした場合、山形は 92.1 となり、昨年より比率は 1.6 ポイント増加し、差額については 11 円の格差縮小となりました。その他、賃金構造基本統計調査結果についても掲載してございますので、後ほどご覧ください。

続きまして、96 ページの資料Ⅳ-4 東北 6 県の最低賃金改正状況をご覧ください。上から 2 つ目の表をご覧くださいと山形との最賃額比較を掲載しております。令和 7 年の改正により、宮城との差額は 6 円、福島との差額は 1 円、青森との差額は 3 円、岩手・秋田との差額は 1 円となりました。令和 7 年は目安に 13 円上乘せし、B ランクの宮城との差額を縮小させ、福島とは 1 円の差となりました。

続きまして、97 ページの資料Ⅳ-5 東北 6 県の賃金時間額特性値をご覧ください。こちらは毎年実施しております「最低賃金に関する基礎調査」の結果を基に作成しております。各特性値を比較しますと、山形の第 1・20 分位数は福島と並び東北 2 位、第 1・10 分位数は岩手、福島と並び東北 2 位となっております。第 1・4 分位数は宮城以外の 5 県が並ぶ結果となっております。中位数は 4 位という結果となっております。下には過去 3 年分のデータも掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。また、99 ページには参考として特性値等に関する解説資料も添付しておりますので、ご活用いただければと思います。

続きまして、98 ページの資料Ⅳ-6 山形市の標準生計費の推移をご覧ください。上段の表は、令和 2 年から令和 7 年までの世帯人員 1 人の世帯における生計費の推移となります。下段は世帯人員 1 人から 5 人までの数値を掲載しております。生計費合計は、全ての世帯人員において昨年よりも上昇した結果となっております。

統計関係の説明につきましては以上になります。

続きまして、100 ページの資料Ⅴ最低賃金引上げに向けた中小企業への支援状況をご覧ください。業務改善助成金について、令和 7 年度は申請件数が 363 件となり、令和 6 年度より 80.6%と大幅に増加している状況となっております。引き続き周知広報に努め、賃金引上げの環境整備に係る情報発信を行って参ります。

続きまして、101 ページの資料Ⅵ-1 経済財政運営と改革の基本方針 2026（原案）と 103 ページの資料Ⅵ-2 日本成長戦略（案）をご覧ください。こちらは、令和 8 年 6 月 30 日に開催された経済財政諮問会議と成長戦略会議で示された案で概ね同じような内容となっております。この内容につきましては、局長挨拶でも申し上げましたので説明は省略させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上になります。

○事務局：木村

引き続き私の方から、105 ページ資料Ⅶの説明をさせていただきます。冒頭、私の方から要請のご紹介をした時にですね、すみません、資料Ⅶということで紹介したような、間違っちゃって表現をしてしまったことをお詫びさせていただきます。改めて、105 ページの資料Ⅶをご覧ください。

こちらにつきましては、令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理についての資料でございます。

これまで中央最低賃金審議会（目安制度の在り方に関する全員協議会）において議論されていた「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」が、先日 6 月 23 日に取りまとめられ、同日開催された第 73 回中央最低賃金審議会において全会一致で了承された旨、厚生労働省より通達がありました。令和 7 年度審議でみられた課題に対して全員協議会で議論・整理の上、対応方針が示されたものですが、「中央最低賃金

審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和８年度以降、考え方を踏まえた審議を行うことを要望する」とされていることから、本日、こちらの対応方針の要点（一部抜粋）をご説明させていただきます。

今回、大きく二つの事項について、課題の整理と対応方針の整理が行われたのですが、一つ目は、「近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方」になります。昨年度は、Ｂランクのうち最賃額が下位に属する県やＣランク県において目安額に大幅に上乗せした改正を行う事例が多くみられ、改正金額の決定が地域の実情というよりは、全国最下位を避ける、あるいは隣県に負けたくないといった観点から決められているのではないかという指摘が寄せられる結果となっておりました。この課題に対し、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に示された対策方針として、法定３要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきであること。目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきであること。審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定３要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要であること。特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべきであること。などが示されております。

次に、二つ目ですが、「発効日についての考え方」になります。昨年度は、引上げ額が過去最高となるところが多く、その結果、前年より発効日が大幅に遅くなる県が多発し、中には発効日が越年するところも出てくるなどしたため、全員協議会において、公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの問題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識が示され、発効日の在り方について、次の基本的考えが確認されたところです。

内容としましては、発効日については、「公示の日から起算して３０日を経過した日（公示の日から起算して３０日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。などとなっております。

以上が、今回中央最低賃金審議会（目安制度の在り方に関する全員協議会）より考え方が示されました大きな二つの事項に関する対応方針の要点となります。

私からの説明は以上となりますが、詳細につきましては、１０５ページ以降の資料の方をお時間のあるときにご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○本間会長

ただ今の説明について質問はありますか。

○使用者側：木村委員

今ご説明のありました審議結果を踏まえた論点と考え方の整理の中で、昨年、非常にこう、Cランクのところが一気に引き上げざるを得ないような形になって、そこについての課題としては、その中の一つ要素としてですね、やはりその審議の前にですね、やはり政府の方が、まあ目安がこう超えて、より引き上げにした自治体に対してしっかりと支援を強化するというような、まあ、そういう飴玉をぶら下げたことが、やはりあれだけ大きな引き上げになった要因の一つであったのではないかなということ、昨年も多分、議論になっていると思います。まあ、そういった点がこの政府の中に全く入っていないという感じがしたものですから、そこについてはやはり改めて、その政府の介入等について審議会運営に影響を及ぼされないような形をやはり作る必要があるのではないかなと思いますので、ぜひその辺についてもご検討、ご理解をいただければと思ったところでした。

○島田労働局長

ただいま、木村委員からお話あった件、実はちょっと今、紹介というか、要約して説明するところから抜けていたんですけども、実は協議会の委員からも目安を上回ったところに、まあそういうことをやってればそうなるみたいなご意見も出てきたので、なんかいかにもこちらの、都合みたいに言ってるんですけども、その、やっぱりそういうやり方がこういうふうなものを招いたというご意見も入っておりましたので、紹介申し上げます。

○使用者側：木村委員

はい、了解しました。

○本間会長

他にございますか。よろしいでしょうか。ええ、大量の資料ですので、今後、読み込んでいただいてその過程で何か疑問点がありましたらその時にお寄せいただければと思います。今日の段階では特段ないということでよろしいでしょうか。それでは先へ進みます。

本日、諮問を受けておりますので、現段階において、労使各側から基本的なご意見を伺っておきたいと思います。まず労働者側いかがでしょうか。

○労働者側：石川委員

はい、労働者側の石川です。よろしくお願いいたします。目安がまだ示されていない中で、本日初めて目にした資料等々もございますので、現段階での基本的な考え方ということで述べさせていただきます。

本年の連合山形の春季生活闘争においては、労使の真摯な議論の積み重ねによって、二年連続で4%を上回る賃上げを実現しました。昨年度の最終は4.29%でありました。本年度現段階では4.22%の状況であります。

これに関しては、人材の確保、定着、現場力の強化、モチベーションの向上など、今後の事業継続を見据えた人への投資を経営側が英断した結果であると捉えておるところであります。一方で厚労省の調査によりますと、労働組合の有無により賃上げ率に差が生じていることが、昨年もデータが出ており、本年分も確認しております。また、最低賃金近傍で働く人の賃上げ時期を尋ねたところ、1位が10月。最賃の発効ですね。2位が4月。これは賃上げ普段の賃上げ春闘含めですね。最低賃金が上がらないと賃金が上がらない人が多いということが読み取れ、最低賃金の引き上げはまさしく賃金のライフラインであるということが言えるのではないのでしょうか。

最低賃金法の第一条には、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図

り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとあります。ここは普遍のものです。さて、中東情勢などによって日本社会に再び輸入インフレの波が押し寄せております。その影響を受けているのは企業だけではなく、我々働く者や国民県民も同じであり、とりわけ最低賃金近傍で働く人の暮らしは極めて厳しく、生活不安、将来不安を企業以上に感じております。だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げで、すべての働く人の生活を守り、景気を底支えしていく必要があります。賃上げと最低賃金の大幅引き上げを通じ、賃金経済物価を安定した巡行軌道に乗せていくことが本来の王道ではないのでしょうか。

また、手前味噌で恐縮ですが、連合総研の勤労者短観の最新のものでは、世帯年収の低い層ほど一年前と比較した現在の暮らし向きが悪化していると感じる割合が高く、支出を切り詰める傾向も顕著になっております。特に400万円未満の世帯では、食品や衣料品を中心に何らかの支出を切り詰める割合が8割弱程度と非常に高水準であります。生活防衛の解消のみならず、内需や地域経済の下支えの観点からも、最低賃金の引き上げは、このことから非常に重要であると考えております。また、賃上げの効果を社会全体に速やかに波及させる上で最低賃金のしかるべき時期の発効も本年の審議会では慎重に議論をすべきと考えております。さて、地域間額差は依然として大きく、2002年度の時間額統一時に104円であった国内の最高額と最低額の格差は、2018年に224円まで拡大し、昨年の改定後は203円となりました。近年は改善傾向にありますが、まだまだ不十分であると考えております。地域間格差による影響の大小は、地域的な事情によりますが、とりわけ時間的、距離的に近接した都道府県間では、労働力を流出させ、地方の中小零細企業の事業継続発展の厳しさに拍車をかける一要因となるのではないかと考えております。言わずもがなであります。このことは少子高齢人口減少という構造的課題に直面する県内では死活問題であり、早急に改善是正をしていかななくてはなりません。

とは言え、一方で、県内の中小零細企業においては、不安定な世界情勢の中、深刻化する人手不足への対応や後継者不足問題、原材料価格や人件、物流費など、ありとあらゆるコストの増加分を販売価格に反映する価格転嫁が十分に進んでいない。全国的に見ても、残念ながら県内は、高い水準とは価格転嫁は言えないですね。そういった苦境に立たされているのも現状であります。

取適法や振興法。だいぶ経ちましたが、パートナーシップ構築宣言の広がりは限定的であると捉えております。こういったことの普及、促進を早急に徹底的に進めるべきであります。連合山形では様々各種学習会やいろんな会合、公的会議の中で、こういったことを継続的に訴えており、今後もこういった訴え、取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、政府をはじめとする各庁行政の様々な支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の促進も、引き続き求めてまいりたいと考えております。

まとめです。今求められるのは、雇用の安定とともに、経済社会の活性化の源となる消費を下支えする人への先行投資です。最低賃金近傍で働く方々の生活の安心安全を確保すると同時に監督行政強化のもと、実効性を高めていくことが重要であり、このことは昨今、世間的にも非常に注目を浴びております。連合山形はこのような状況を総合的に踏まえまして、すべての働く者の底上げ、底支え、格差是正、そして山形県最低賃金の大幅引き上げや最賃法の遵守について、広く市民、県民に訴えてまいり、理解を求めて署名運動を継続的に行ってまいりました。本日、事務局の方から紹介ありましたが、現段階で34,143筆という多くの賛同を得ておる状況であります。多くの県民の声として重く受け止めていただき山形県の最低賃金はどうか、今後の山形県はどうしていくのか、将

来へどうつないでいくのかということを審議会の公労使お互いが納得できるよう、真摯に決定に際する３要素を基本としながら議論に望みたいと考えております。以上です。ありがとうございました。

○本間会長

どうもありがとうございました。それでは使用者側の方からのご意見いかがでしょうか。

○使用者側：丹委員

では、具体的な議論は今後の専門部会に譲るとして、今年之最賃決定に向けた使用者側の姿勢について、ちょっと簡単に述べさせてもらいたいと思います。

まず企業がその生産性を向上させて、それによって得た利益を賃金に反映させて従業員に還元することは望ましいことである。まあ、最低賃金を一定程度引き上げる必要性はもちろん十分に理解しております。使用者側としても、会員企業への啓発や生産性向上支援を通じて、その流れを後押ししているつもりでございます。しかし、業績に関わりなく法的強制力を持って適用される地域別最低賃金の引き上げと個々の企業の経営判断や労使交渉による賃金の引き上げの意味合いは全く異なります。こういうことをまず指摘しておきたいと思います。

今後議論を進めるにあたり、物価上昇や中東情勢の影響によって増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず、厳しい経営環境に置かれている中小企業小規模事業者が県内では圧倒的に多いという現状を踏まえる必要があると思います。

審議会では、事業の持続的発展と雇用の維持を大前提に海外のリスク要因、道半ばの価格転嫁、今春の賃金引き上げ状況などを踏まえながら最賃法に定められた、いわゆる法定３要素、それを総合的に表す賃金改定状況調査の第四表の賃金上昇率を最重視するとの考え方は、これまでと変わりございません。

いずれにしろ、真摯で丁寧な議論を重ねてまいりたいと思います。以上です。

○本間会長

ありがとうございました。他にご意見のある委員はいらっしゃいますか。今日の段階ではとりあえずこれでよろしいでしょうか。

それでは、議事（４）審議日程について、今後の審議日程について事務局案を説明してください。

○事務局：木村

それでは、９ページの資料Ⅱ-１をご覧ください。審議日程についてご説明いたします。

まず、中央最低賃金審議会の日程ですが、６月２６日（金）に諮問がなされ、同日、１回目の小委員会が開催されました。その後、４～５回、目安小委員会で審議が行われ、順調に進めば７月下旬に目安額が答申されるものと思われます。

当審議会は、本日、地域別最低賃金の諮問を受け、今後は、関係労使からの意見聴取、中央最低賃金審議会から示される目安額の伝達、地域別最低賃金の答申、特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の諮問及び答申、地域別最低賃金の答申について異議の申出があれば異議の取扱いについての審議、さらに、特定（産業別）最低賃金の必要性に係る答申の内容によりますが、特定（産業別）最低賃金の調査審議の諮問に係る本審議会の開催が必要となります。

山形地方最低賃金審議会の今年度の審議日程についての事務局案を申し上げます。

本日の第1回本審議会に続きまして、8月5日（水）に第2回本審議会に関係労使参考人からの意見聴取、目安額の伝達等を行います。

また、地域別最低賃金専門部会につきましては、第1回部会を7月30日（木）に開催し、部会長等の選出と第2回目以降の専門部会の日程を決めていただきます。

現時点の事務局案としては、8月7日、10日、18日、21日、26日での開催を考えているところです。

そして、8月27日（木）の第3回本審議会で答申を頂き、9月16日の第4回本審議会では異議申出があればその取扱いについて審議していただき、ここで「異議を認めず、答申のとおりとする」となった場合には直ちに官報公示の進め、10月30日（金）から効力発生となる日程を組んでおります。今申し上げた日程の流れですが、10ページの資料Ⅱ－2のよるものとなりますのでご確認ください。

次に、特定（産業別）最低賃金につきましては、前年度において山形地方最低賃金審議会としては初めて運営小委員会を設置・開催いたしました。本年3月17日に開催の令和7年度第5回本審におきまして、労働者側委員及び使用者側委員より「特定最低賃金に係る小委員会はぜひ設置・開催していただきたい」とのご意見もあったところであり、今年度も運営小委員会を設置・開催する内容で計画しております。

日程案をお伝えしますと、8月27日（木）の第3回本審において改正必要性に関する諮問、審議を行っていただき、9月16日（水）の第4回本審において改正必要性の答申をいただく日程としていますが、この諮問から改正必要性の答申をいただく8月28日から9月15日までの間において、計2回の運営小委員会を開催することとしており、4月上旬に確認しております各委員の日程から、第1回目となる委員長等の選出及び改正の必要性の有無に関する審議を内容とする小委員会を9月11日（金）15：00からとし、2回目の審議となる第2回目の小委員会を9月15日（火）15：00からとしております。

この小委員会での審議結果につきまして、9月16日（水）の第4回本審議会においてご報告していただき、金額改正の必要性に関する審議・答申・諮問を行い、その後9月下旬以降に順次開催していく各専門部会においてご審議していただくこととなりますが、前年度において、最低賃金審議会令第6条第5項の運用により、専門部会の決議をもって審議会の決議とするパターンを今年度も実施することとし、第5回目となる本審は開催しない案を計画しております。

さらには、発効日ですが、11ページの資料Ⅱ－3を確認願います。仮に12月20日

（日）から発効（効力発生）とするには、答申をいただく専門部会を10月22日（木）までに開催する必要がございます。なお、特定最低賃金専門部会につきましては、おって、開催日程の調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○本間会長

ただ今の事務局案について、質問等がありますでしょうか。

○使用者側：丹委員

はい。

○本間会長

お願いします。

○使用者側：丹委員

質問じゃないんですけども、あんまり制約かけるようなね、例えば第5回の審議会なくするとか、その状況ではわかんないじゃないですか。あれはだって全会一致でないとだめだし、たがにはめるといえるか、そういったのはちょっと控えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○本間会長

事務局、お願いします。

○事務局：木村

はい。一応またその都度いろいろな動きがあるかと思いますが、各委員の皆様のご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思います。

○本間会長

よろしくお願いいたします。今、ずっと比較的先まで日程の説明をしていただきましたけれども、9月16日までの日程につきましては、各委員の皆様方のご都合を事前にお伺いした上で、調整をしていただいたものとなっております。この日程でご了承いただけますでしょうか。

○使用者側：丹委員

あの、どこまででしたっけ。いただいた時から時間が過ぎて、その間に日程が入ったケースもあるんです。今日はどこまでを決めるんでしたっけ。

○事務局：木村

最低でも次回の7月30日とか8月5日の本審あるいは専門部会の日程のところについては、この場で確認をしていただければと思います。都度、その専門部会なり本審において開かせていただく中で、次回の日程なども都度確認ということで進めさせていただければと考えています。

○本間会長

一応9ページの表に事務局案が出ておりまして、特に特段の大きな予想外のようなことがなければ、少なくとも9月16日までの日程は基本的にこれでいくということでご了解をいただければありがたいということですね。

○事務局：木村

はい、そうです。

○使用者側：仁藤委員

いいですか。すみません。4月ぐらいに確かに今話あったように9月16日は本審とかね、

専門部会のはあったんですけど、今日初めて特定最賃の9月11、15は見ました。
なので、ちょっとこれはお答えできないんじゃないかなと皆さん思うんですが。

○事務局：木村

わかりました。運営小委員会につきましては、この場で初めて、今年度の話ということで、ご提案させていただいたという形になります。また特賃に関する小委員会の日程については、これで絶対ということではないので、また今後開催していく本審ですとか、そういった中で、具体的に決めさせていただきたいというふうには思います。ただ、一つだけお伝えさせていただくと、このお示した案については、4月に皆様から頂戴した日程とにらめっこさせていただいて、この日程を組んでいったということになりますので、またあの当時と今でご日程が当然変わっておられる委員の皆様方が多いと思いますので、都度、本審なり部会を開かせていただく中で日程などを早め早めで進めていきたい、決めていきたいと思います。また当然ながら、皆様方のご日程を調整していただくお願いをさせていただくことが出てくるのかなと思いますので、何卒よろしくお願ひしたいと思います。

○本間会長

すみません、確かにだいぶ前に聞いたものでっていうことなんですが、これだけの人数の調整があつて、非常に大変な調整だと思うんですが、今、丹委員と仁藤委員から日程についてご指摘があつたのは、本審の日程はどうでしょうか。本審の日程はこれで一応よろしいでしょうか。本審の日程も厳しいということでしょうか。専門部会、あるいはその特に特定最低賃金の日程は今後決まっていくということで、小委員会、運営小委員会については今日初めてという方もいらっしゃると思うんですけど、本審の日程は基本これで確定してもいいでしょうか。というのも、私自身がやっぱりこの日程を必死に押さえておりまして、さらにこれで変わっていくっていうことになると変更があるっていうこと自体が厳しいなっていうのは正直なところありますので、決められるところは、できるだけここでご了解をいただいて決めていきたいなと思っております。定足数等があるので、それぞれどうしようもない、新しい日程っていうのは入ることがあると思うので、あの全員が絶対についていうことではないと思うんですが、とりあえずこの本審の日程は事務局案で承認ということでよろしいですか。そうしないと、もう1回皆さんで調整しなきゃいけないっていうことになって結構大変なことになる気がするんですけど。いかがでしょうか。

○本間会長

労働者側いかがでしょうか。

○労働者側：石川委員

私はこれで大丈夫です。

○使用者側：丹委員

このだから今日はどこまでの日程を決めるんですか。

○本間会長

本審に関しては問題ないっていうことでよろしいですか。

○使用者側：丹委員

じゃあ、本審に関しては問題ないっていうことで。

○本間会長

では、本審の日程はここで会としては確定承認いただいたということにしたいと思います。次に地域別最低賃金の専門部会、これは対象になる方とならない方がいらっしゃると思うんですけども、地域別最低賃金専門部会に関しては、とりあえずご了解っていうことでよろしいですか。それともこれは聞いてないって感じで難しいですか。

○使用者側：丹委員

聞いてないんじゃないくて。その後ほら例えば事情も出てくるでしょうということですよ。だからその都度、部会とかで決めていくのかそうであるのかということのをさっき言ったというふうな気がします。いや、ここでこう固めちゃうかどうかお聞きしたい。

○事務局：木村

改めてあの事務局案ということで、一応まず本審と専門部会の日程については、基本はこの日程でっていうところをお願いさせていただきたいんですが、専門部会の日程については、その都度と言いますか、また、微調整といったらなんですが、各委員のまあ3名の方々からのご出席というところがまず基本になりますので、都度早め早めで確認をしていきたいです。ただ、今日お示しさせていただいた案がベースと言ったらなんですが、そういう位置づけということでご理解いただければなと思います。

○本間会長

今のは地域別最低賃金専門部会のことをおっしゃってるということですよ。

○事務局：木村

はい。

○本間会長

基本はこのベースで。けども、まあ全員ではなくて、その代表3人ずつなので、これをベースにしてどうしても変更する必要がある時は、その出席する日程を調整するというご趣旨。そういうことでよろしいですか。

○事務局：木村

そうです。

○本間会長

基本的にはこの案をベースにということで、そうでないと私本当に出れなくなると思うんです。

○使用者側：丹委員

まあ、会長が出られなくても、我々が出られると成立する時はあります。

○本間会長

そうですね。それはおっしゃる通りだと思います。

○事務局：木村

定足数っていうのがあるので、そこはちゃんとあのみなさんが出られる形で、開かれる日程を早め早めで調整させていただく。ただまあ、この日程がベースではありますというところだけ、ちょっと最後に付け加えさせていただきます。

○本間会長

よろしくお願いいたします。運営小委員会に関しても、今これを調整しなくても大丈夫ですか。9月11日と15日っていう案ですね。

○事務局：木村

先ほどこの案をご説明させていただいた中でも触れさせてもらったんですが、いわゆるその小委員会を開ける期間っていうのが決まってしまう中で、少なくとも去年の実績からすると小委員会を2回開かなきゃいけないと私の方で判断させていただき、その限られた期間の中で2回開けるところってどこだろうということで、皆さんからいただいた日程表をにらめっこしながら、今日の案を示させていただいたということになります。ただ、その時々で、事情があるかと思うので、今日お示ししたのが絶対ということは申し上げませんが、できればこの日程をベースに、その前後の中でですね、小委員会を2回開いていきたいというふうに考えているところでございます。なので、ちょっとこの場でこの日じゃなくて、この日ということは、簡単には今言えない皆様のご日程もある話ですし、小委員会に出ていただける委員の皆様も今から決めていただく、今後決めていただく話になってまいりますので、確定した変更後の日程までは、今日は事務局としては申し上げられないです。

○本間会長

それでは、基本、ここでは基本的にその運営小委員会をこのあたりの日程で2回開く方向で日程調整をしていただくと、できるだけ速やかをお願いしたいと思いますので、皆様ご協力いただきまして、今後の日程を確保していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それではよろしいでしょうか。

○使用者側：仁藤委員

そうですね。目安ということで、やっぱり委員も決まってないからね。これをもってfixはやはり難しいですからね。

○本間会長

では、その範囲で今日のところは、日程をあらかじめ決めさせていただいたということで進めたいと思います。

それでは、議事（５）専門部会の設置について事務局から説明してください。

○事務局：木村

専門部会の設置及び専門部会委員の任命についてご説明いたします。

本日、山形労働局長から山形県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項及び当審議会運営規程第4条に基づき、「山形県最低賃金専門部会」を設置することとなります。

つきましては、本日から2週間、7月28日（火）までの間、専門部会委員の推薦を募ります。推薦のあった方の中から労使、各3名の委員を任命いたします。公益委員につきましては本審議会委員の中から3名を任命いたします。以上です。

○本間会長

専門部会に関するただ今の説明について何か質問はありますか。よろしいでしょうか。それでは、議事（６）関係労使からの意見聴取について事務局から説明してください。

○事務局：木村

8月5日（水）午前10時00分から開催予定の第2回本審議会におきまして、最低賃金法第25条第5項に基づき、関係労使の代表、それぞれ3名以内の方から最低賃金の改正決定に係るご意見をお聞きしたいと考えております。

なお、意見聴取に関する公示を本日から3週間程度となる8月3日（月）まで行い、書面での提出を受付けることといたします。以上です。

○本間会長

そのような進行ということで労使各側ともよろしいでしょうか。

今後の審議日程を改めて確認したいと思いますので、事務局より再度説明してください。

○事務局：木村

先程、いろいろとご質問等も頂戴したところではございますが、あらためて今日お示ししている9ページの資料Ⅱ-1をご覧ください。今日の時点での案というふうなことでお示しさせていただくんですが、第2回の本審議会を8月5日（水）午前10時00分から開催し、労使各側参考人の方からの意見聴取を、同日午前11時00分より目安の伝達等を行うこととします。

第1回専門部会は7月30日（木）午前10時00分に開催いたします。そこでは部会長、部会長代理の選出、日程の確認などをしていただきます。

その後は、8月7日、10日、18日、21日、26日の計6回の開催を予定しております。8月27日（木）午前10時00分から、第3回本審議会を開催し答申を頂き、その後、特定（産業別）最低賃金の必要性の諮問を行います。

そして9月16日（水）午前10時00分から第4回本審議会を開催し、異議の申出があれば異議の取扱いについてご審議いただき、異議を認めないとの結論になれば直ちに官報公示の手続に入ります。

また、9月16日（水）第4回本審議会において、特定（産業別）最低賃金の必要性に係る答申についても頂き、改正の必要性が認められる場合には、特定（産業別）最低賃金の改正諮問を行う、という流れで進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○本間会長

ただ今確認をいたしました審議日程で進めるということによろしいでしょうか。先程、質疑もありましたので、専門部会に関しては、その出席される専門部会委員で、調整を行うということを含めて進めるということによろしいでしょうか。（「異議なし」の声）それでは、そうさせていただきます。

議事（7）その他ですけれども、各側からこの場で何かご発言はございますか。

それでは、次回、8月5日、水曜日に開催いたします本審議会ですが、第一部では関係労使の参考人意見聴取、第二部では目安伝達、基礎調査結果の報告を受けることとなります。参考人意見聴取につきましては例年会社の中での具体的な話も出ることが通例でありますので、審議会を非公開にしたいと思いますがいかがでしょうか。（「異議なし」の声）

それでは、次回第2回の本審議会につきましては参考人意見聴取の部分は非公開といたします。

最後に、本年度の審議会につきましてもタイトな日程でのご審議をお願いすることとなりますけれども、県民の皆様のご期待、注目も更に大きいものと思われますので、できるだけ全会一致での答申に向けて、労使各側委員のご協力を重ねてお願いをしたいと思います。

これをもちまして第1回審議会を終了します。